

戦略的創造研究推進事業
(社会技術研究開発)
平成27年度研究開発実施報告書

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」

研究開発領域

研究開発プロジェクト

「多専門連携による司法面接の実施を促進する

研修プログラムの開発と実装」

仲 真紀子
(北海道大学、教授)

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 1. 研究開発プロジェクト名 | 2 |
| 2. 研究開発実施の要約 | 2 |
| 2 - 1. 研究開発目標 | 2 |
| 2 - 2. 実施項目・内容 | 2 |
| 2 - 3. 主な結果 | 2 |
| 3. 研究開発実施の具体的内容 | 3 |
| 3 - 1. 研究開発目標 | 3 |
| 3 - 2. 実施方法・実施内容 | 6 |
| 3 - 3. 研究開発結果・成果 | 8 |
| 3 - 4. 会議等の活動 | 12 |
| 4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況 | 12 |
| 5. 研究開発実施体制 | 13 |
| 6. 研究開発実施者 | 14 |
| 7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など | 15 |
| 7 - 1. ワークショップ等 | 15 |
| 7 - 2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など | 16 |
| 7 - 3. 論文発表 | 17 |
| 7 - 4. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表） | 18 |
| 7 - 5. 新聞報道・投稿、受賞等 | 18 |
| 7 - 6. 特許出願 | 20 |

1. 研究開発プロジェクト名

多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装

2. 研究開発実施の要約

2 - 1. 研究開発目標

虐待、DV、知人による加害など、親密な関係性の中での被害は発見が遅れがちであり、対応が困難である。特に、福祉、司法といった多専門による面接が多重に行われる結果、供述が変遷し、精神的二次被害が増加し、的確な対応が難しくなるといった問題がある。本プロジェクトでは多専門連携を困難にする心理的要因を調査し、精神的負担に配慮しつつ正確な情報を収集する面接法（司法面接）の習得、そして厚生労働省、警察庁、最高検察庁が推奨する多専門連携による司法面接の実施（協同面接）を支援するプログラムの開発と社会実装を目指す。研修と基礎研究を繰り返しながらプログラムの充実を図り、技能をもつ専門家とトレーナーの育成、実事例の支援を通じて司法面接の実装を促す。また、新たな展開として面接対象の拡大や、予防にも寄与する聞き取りについての検討も行う。さらに、「通訳などの仲介者を要する司法面接」や「司法面接と臨床的ケアの連携」についても研究を行い、司法面接の実務に役立てる。

2 - 2. 実施項目・内容

(1) 研修プログラムの開発、(2) 専門家への研修、(3) トレーナーの育成、(4) 現実の司法面接の支援、(5) 司法面接に関わる要素（基礎）研究を進める。

2 - 3. 主な結果

以下の結果を得た。

- (1) **研修プログラムの開発**：多専門連携を促す研修プログラムを予備的に開発し、実施し、フィードバックを得た。
- (2) **研修**：北海道大学をはじめ16回の研修を行い、621人の専門家に対し、研修を行った。
- (3) **トレーナーの育成**：すでに司法面接研修を受けた専門家を対象とするトレーナー育成するプログラムの作成に着手した。
- (4) **司法面接の支援**：現実の司法面接ならびに多専門連携の支援を行った。
- (5) **要素（基礎）研究**：各グループで、司法面接の実施や連携に関わる文献研究、資料収集を実施した。多専門連携を阻む要因についての調査、通訳・仲介者を介した面接に関する実験的研究、司法面接と心理臨床の連携に関する調査を準備し、一部データの収集を開始した。得られた知見は研修に反映させ、研修でのフィードバックを基礎研究に投入する。

3. 研究開発実施の具体的内容

3 - 1. 研究開発目標

本プロジェクトでは、**児童虐待における初期調査**に中心的な焦点を当てているが、親密な関係性のなかで起きるその他の加害・被害、すなわち、DV、障がい者や高齢者の虐待、学校でのいじめなど、も視野に置いて実施する。以下、本プロジェクトの背景、問題、ならびに目標について述べる。

(1) 背景

「**関係性のなかでの被害**」は発見が難しく、対応が困難である。例えば、平成25年度、児童相談所に寄せられた相談件数は約8万9千件（厚労省, 2015）であったが、警察で事件化された事案は約700件であった（警察庁, 2015）。相談所に寄せられる事案と警察に寄せられる事案は必ずしも重なっているわけではなく、また、司法的な介入が常に必要だというわけではない。しかし、児童相談所の「万」のオーダーと、警察での「百」のオーダーのギャップは大きく、厳密な事実確認ができなかったために見守りとなっている事案も多いものと推察される。

こういった難しさの理由としては、第一に、当事者の側における以下のような問題がある（Hershkowitz et al., 2006）。

- 被害者に関係性を維持しようとする心理が働く（経済的基盤がなくなる、相手に悪い、周囲に心配をかける等）。
- 加害者の側の口止めや脅しにより、話さないようにコントロールされている。
- 行為が「しつけ」なのか「加害」なのか（身体虐待、DV）、「愛情」や「遊び」なのか「加害」なのか（性虐待）、加害者にも被害者にも区別がつきにくい。

加えて、幼児、児童や障がいをもつ人においては、的確に報告するということが困難な場合もある（Lamb et al., 2008等）。

しかし、こういった問題はいわば推定変数（介入者・捜査者には変更できない要因）であって、システム変数（捜査法、聴取法等、介入者・捜査者が工夫し、コントロールできる要因）を改善するほか、状況を打開する方法はない。だが、実際には、「関係性」に由来する推定変数はシステム変数である聴取法に影響を及ぼしている。

- 被面接者は上記のような理由のため、**話したがらない**ことが多い。そのために面接者は圧力をかけたり、暗示的、誘導的な質問をしてしまう（「叩かれたんじゃないの？」等）（Ceci et al., 2006; Hershkowitz, 2006; Krähenbühl et al., 2009; 仲, 2012）。
- 1度の面接では確認できず、何度も繰り返し面接を行う。

特に虐待事案では「関係性」が問題となるため、**福祉的な介入**は欠かせない。しかし、併せて**司法的、医療的な介入**も必要となることが多く、その過程で非加害親、児童相談所、警察、検察、医療関係者等が個別に面接を行い、結果的に面接が繰り返されることになりがちである。

(2) 問題

繰り返し聴取が行われることは、以下のような問題を生み出す。

第一に、報告が不正確になる。面接を繰り返すことにより、面接者の発話に含まれる情報（「白い車だった？」の「白い車」）が被面接者の記憶を汚染したり（事後情報効果）、推論（「もしかしたら白だったかな？」）と体験に混乱が生じる可能性が高まる（リアリティモニタリングの失敗）。また、同じことを重ねて聞かれることにより、「前の答えは違っている」と考えた被面接者が、供述を変えることもある。多くの認知心理学・発達心理学的要因が、報告を不正確にする（レビューとして、仲・上宮, 2005等）。

実際、暗示的な面接が繰り返され、供述の信用性が否定された事例は少なくない。平成25年に判決の出たある事例では、関係性のある知人からの被害（これも「関係性のなかでの被害」である）を訴えた児童が、繰り返し面接を受けた。この供述の信用性は否定されたが、判決文のなかに以下のような文言が示されている（[]は申請者による）。

以上の経緯からすれば、・・・[子ども]らが暗示や迎合により体験していない事柄を供述した疑いを残すというほかない（捜査機関が当初の聴取の際、児童らに暗示・誘導なく自ら話してもらい録音録画し、[関係者]からも[子ども]が供述を始めた状況を誘導なく詳細に聴取して録音録画するなど、真に暗示・誘導がないのであれば、その信用性を担保する方法は存在する。）

第二の問題は、被面接者の**精神的負担**である。事件や事故などのネガティブな体験につき繰り返し聴取を行うことは、精神的な二次被害の原因となり得る（Fulcier, 2004; Committee on the Rights of the Child U.N., 2010）。被害児童からの聴取に当たる警察官によれば、事案が重いと聴取の回数が増え、その過程で精神的な問題を訴えたり被害届を取り下げる被害者もあるという（警察庁, 2012）。

このような状況のなか、誘導・暗示のない聴取を最低限の回数で行い、録音録画によって正確に記録しておくことは、被害発見、的確な介入・支援を可能にし、安全な暮らしの構築につながる。

(3) 解決への取り組み：司法面接

聴取の難しさという問題を踏まえて開発されたのが「**司法面接**」である。司法面接とは、認知心理学、発達心理学の知見を踏まえ、被害者、目撃者となった子どもから、法的判断にも使用できる精度の高い情報を収集するための面接法である。

司法面接の方法は、以下のようなものである。

- 本題に入る前に、グラウンドルール（面接の約束事：本当のことを話してください、知らないことは知らないと言ってください等）を示し、ラポール（話しやすい関係性）を構築し、出来事を報告する練習（「朝起きてから、今日ここに来るまでにあったことを、どんなことでも全部話してください」）を行った後、

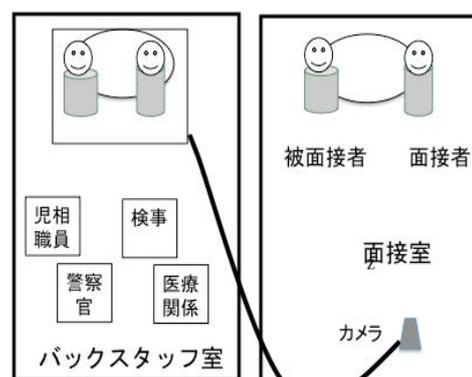


図1: 面接室とバックスタッフ室

面接の本題に入る。これらのステップを踏むことにより、より正確に、より多く話すように被面接者を動機づける。

- 本題においては、オープン質問（「何があったか話してください」「そして？」「それから？」「そのことをもっと話してください」等）を用い、クローズド質問（「A でしたか、B でしたか？」等の閉じた質問）を最低限とする面接を行う。
- 最後は被面接者に感謝し、質問や希望等を受け、面接を終了する（クロージング）。

司法面接では正確な記録を残すために、面接を録音録画する。また、「面接室」と、面接の様子をオンラインでモニターする「バックスタッフ室」を用いる（バックスタッフとは、福祉、司法、医療等の連携チームのことである）。バックスタッフが面接をモニターし、面接者を支援し、情報を共有することで、効果的な面接やその後の対応が可能になる。また、被面接者は複数の機関で繰り返し面接を受けなくて済む。

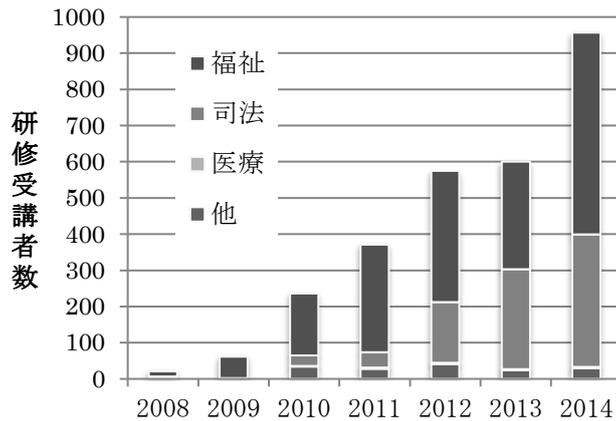


図2：受講者数の変化

司法面接が正確な情報をより多く引き出すことは、多数のフィールド研究や実験室研究により確認されてきた（Lamb et al., 2007, 2008; 仲, 2011等）。研究代表者らは、RISTEX「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域で実施したプロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」（平成20年度～平成24年度）において、日本で使用することのできる司法面接法を開発し（作成した司法面接の手順書は <http://www.nichdprotocol.com> からダウンロードできる）、実務家に研修を行ってきた（図2）。その結果、平成19年段階では8%であった児童相談所での司法面接の使用が、平成25年では94%となっている（山本, 2012, 2013）。

しかし、児童相談所で司法面接が行われるようになったとしても、問題の十分な解決にはならない。上述のように、「関係性のなかでの被害」は、家庭、施設、ときには学校等での「関係性」が問題となるために、福祉的な対応は必須だが、司法的、医療的な対応が必要な場合もあり、そのためには新たな聴取が行われなければならない。結局のところ、面接が繰り返され、供述は不正確になり、精神的二次被害が生じることになる。

(4) 目標

上記のような複数回の面接の問題を解決するには、福祉、司法、関連する専門領域（医療、心理臨床等）の実務家が連携し、司法面接を行うことが有効である。事実、こういったマルチ・ディシプリナリな連携は、英国、米国を始め、多くの国々で標準的になっている。しかし、申請者らが予備的に実施した調査では、現在のところ、児童相談所職員、警察官、検察官による多専門連携に対する態度は消極的である（98人の福祉、司法の実務家を対象に実施した予備調査では、連携のための組織体制がないというだけでなく、経験や知識がなく連携は困難だとする意見が多かった（Naka, 2015））。

平成27年10月28日、厚生労働省は、虐待を受けた子どもから事情を聴く際に、児童相談所と警察、検察の職員が連携し、共同で面接をすることなどを求めた通知を都道府県や政令市に出した（北海道新聞, 2015等）。このような取り組みは、面接の回数を低減することに大きく貢献するものと予想される。しかし、いまだ「制度」ではない以上、この方法が確実に機能するためには、三者が連携することに対して動機づけられ、需要に応じた情報を適切に収集する方法を習得し、使用できるようになることが必要である。

このことを踏まえ、本プロジェクトは、RISTEX「犯罪からの子どもの安全」研究開発領域で実施したプロジェクト「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」（平成20年度～平成24年度）の成果である司法面接法とその研修法を土台とし、また、上記の厚生労働省の取り組みを前提に、次の一步を踏み出す。

その目標は、第一に、福祉、司法、医療等の実務家に対し、司法面接と多専門連携の研修プログラムを開発し、提供すること、第二に、これらの実務家のなかから研修トレーナーを育成すること、そして第三に、現実の事例（実事例）を支援することで「関係性のなかの被害」の正確な確認、適切な介入を推進することである。

「関係性のなかでの被害」への対応は、福祉で補えられないところ（例えば、親が違法な行為を繰り返す）は司法が、司法で補えられないところ（被害届が出され、事件とならないと司法は当事者と関わることができない）は福祉という、福祉と司法の協同、伴走が必要である。多専門連携による初期の被害調査は、後の協力体制にもつながることが期待される。

なお、本プロジェクトでは、新たな展開として、性虐待のみならず、身体虐待やその他の犯罪被害、被疑者や被疑少年、家事事件における聴取、学校でのいじめなどの調査にも一般化できるようなかたちで面接法の拡充や伝達を行っていく。また、面接法の予防的使用についても検討を進める。さらに、以下の二つの特定テーマについても研究を進め、司法面接の社会実装を促す。

(1) 通訳・仲介者のいる面接のあり方と支援：日本で生活する外国人市民の数は増加しているが（平成25年12月末現在、206万6445人（法務省,2014））、日本語が通じないためにトラブルに遭遇する事例、助けを求められず解決が遅れる事例が少なくない。そこで、通訳、仲介者が必要な対象者から情報を聞き出す際の困難点を明らかにし、弊害の少ない司法面接法および研修プログラムを開発する（羽渕グループが担当する）。

(2) 司法面接と心理臨床の連携：被害者対応には、事実確認と心理的ケアの両方が必要であるが、過去の事実を明らかにするという事実確認と、未来に向けての支援である心理的ケアの両方を同時に行うことは容易ではない。そこで、効果的な連携方法を検討し、実務家への研修等を行い、これを通して研修参加者間での連携の構築を促進する（田中グループが担当する）。

3 - 2. 実施方法・実施内容

本プロジェクトでは、3年間の間に以下の活動を行う。

(1) 研修プログラムの開発

異なる専門性をもつ実務家が連携して情報収集を行うことができるような、研修プログラムを開発する。実際に多専門の実務家が協同して面接の計画を立て、実施することができるような研修を行い、そこでのフィードバックを受けて、教示やプログラムの内容を改善する。

(主として、仲班が担当する)

(2) 研修

実務家が司法面接と多専門連携を体験し、習得できる研修を実施する(主として、仲班が担当するが、要素研究を生かした研修については羽渕班、田中班でも実施する)。

(3) トレーナーの育成

司法面接研修を受けた者に研修スタッフとして参加してもらい、トレーナーとして育成する。具体的には半日の「トレーナー研修」を行い、トレーナー向けの教材を開発する。また、こういったトレーナーが各機関等で研修を行えるように面接キットの作成、提供、技術支援を行う(主として、仲班が担当する)。

(4) 司法面接の支援

現実の司法面接ならびに多専門連携の支援を行う。支援は、面接室や機材の提供、連携のコーディネート、司法面接の計画、実施、バックスタッフ支援、ならびに評価を含む(主として、仲班が担当する)。

(5) 基礎(要素)研究

司法面接の実施に関わる基礎(要素)研究を行う。具体的には、以下のようなものが含まれる。

- ① 多専門連携を阻む要因や、専門家による虐待認知(どのような行為を虐待だと認識しているか)の違いの調査:前者については、自由記述を求めた予備調査の結果を踏まえ、選択肢で回答を求める方法で多専門連携を阻む要因や、職種等による違いを明らかにする。後者については、虐待事案に対する福祉、司法の専門家の見方を調べる。いずれの調査においても、専門間でギャップがある場合、ギャップをなくすというのではなく、むしろ立場の違いであることを強調し、連携を強める支援を行う。これらの知見は研修に反映させるとともに、研修で得られたフィードバックを基礎研究に投入する。子どもの報告の促進に関わる知見も収集し、必要に応じて実験的にも検討する(主として、仲班が担当する)。
- ② 通訳・仲介者を介した面接:通訳・仲介者が必要な場面における司法面接法の開発と訓練(研修)プログラムを開発する。具体的には、羽渕(H26-27科研費「新学術領域研究」成果)の「外国人留学生に対する面接のガイドラインの開発」、松尾(H26-27科研費「新学術領域研究」成果)の「目撃者遂行型調査の効果の検討」の成果に基づき、通訳や仲介者が必要な対象者に対して弊害が少なく、かつ、現場での実用性を備えた司法面接法の素案(Ver.1)を作成する。また、この素案に「日本語を母語としない対象者の日本語会話能力を簡便に査定する方法の開発」および「通訳・仲介者の効果的な介入方法の開発」についての実験的研究を行い、日本語を母語としない対象者に特化した司法面接法を開発する。これらの活動と平行して、多専門連携に向けて、研究会参加等で実務家との交流の輪を拡げ、現場のニーズや現状の問題点とのズレや漏れを確認し、修正して面接法および研修プログラムの開発に反映させる(主として羽渕班が担当する)。
- ③ 司法面接と心理臨床の連携:事実確認と臨床ケアの違いや連携に関わる問題を明らかにし、連携を可能にするプログラムを開発する。まず、事実確認と臨床ケアの「協働と連携」を阻む問題や、司法面接と臨床的介入がどのような形態で行われているかの現状について調査を行う。ここには、虐待や性被害等にかかわる実務家(福祉・心理・医療の専門家)を対象とした、被害の疑いを感じたときの対応や、被害の事実確認を

行うことによる心理面への影響等についての聴取が含まれる。また、逐次専門家を対象とした研修を行い、子どもと関わる実務家に情報提供を行い、事実確認と心理的ケアに関する多職種連携の促進につながる働きかけを試みる。これらを踏まえ、受容的聴取と客観的聴取において得られる情報の違いについて、実験的検討を行うとともに、得られた知見を研修プログラムの開発に反映させる。

3 - 3. 研究開発結果・成果

平成27年度は以下のように研究を進めた。まず、図3により概要を示し、その上で各グループの取り組みについて述べる。表中の(1) - (5)は上記3-2の各項目を表す。■は必ずしも回数／数を示すものではない(■■■は「多数回」を意味する)。

| 項目 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 司法面接・多専門連携研修 ・16回(621人)の研修 (5) | ■ ■ ■ | □ □ □ | □ □ □ | □ □ □ |
| トレーナー養成 ・プログラムの作成 (1) (3) | ■ | □ □ □ | □ □ □ | □ □ □ |
| 現実の面接・連携の支援 (4) ・25件の支援 | ■ ■ ■ | □ □ □ | □ □ □ | □ □ □ |
| 政策提言・制度化の試み ・5回の講演シンポ等 ・提言(パブコメ)1件 | ■ ■ ■ ■ | □ □ □ | □ □ □ | □ □ □ |
| 基礎(要素)研究:司法面接 と多専門連携への動機付け (5) ① ・調査研究開始 ・研修フィードバック | ■ ■ | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ |
| 基礎(要素)研究:通訳・仲 介者を介した面接 (5) ② ・資料収集 ・実験研究 ・研修フィードバック | ■ ■ ■ ■ | □ □ □ □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| 基礎(要素)研究:司法面接 と臨床支援の連携 (5) ③ ・資料収集 ・実験・調査研究 ・研修フィードバック | ■ ■ ■ ■ | □ □ □ □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ □ □ □ | □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| 成果のまとめ(出版等) | | | | □ □ □ |

図3: 研究開発結果・成果の概要

(1) 仲グループ: 多専門連携による司法面接の推進と実事例支援

■ (1) (2) プログラムの開発ならびに研修

11月に北海道大学で行われた司法面接研修において、多専門連携の有用性への気づきを高めると考えられる講義、演習を実施した。具体的には、以下のような方法を用いた。同様

の講義、演習を、兵庫県、京都府、宮崎県等の児童相談所、富山県等の検察庁、香川県、鳥取県等での弁護士会においても実施した。

- 厚労省による「いちはやく」(189)の取り組みで述べられている、身体的虐待ならびに性的虐待の内容を示し、親密圏における加害、被害には福祉、司法の両アプローチが必要であることを強調する。
 - 身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
 - 性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html
- 福祉的対応は家族を支援し、必要であれば「子ども」を分離するアプローチであるのに対し、司法的対応は、「加害者」を排除するアプローチであることに言及し、目標は同じでもアプローチの仕方が異なることを強調する。
- 研修において、これまでに行ってこなかった「職業」を含めた自己紹介、異なる立場を踏まえた演習を実施する。
- 事実確認のために収集すべき情報に関し、司法的に有用な情報と、福祉的に有用な情報を区別し、説明する。また、面接のロールプレイにおいて、それぞれのアプローチについて議論する。

以上のほか、多専門連携を行う上でアウトリーチをすることが望ましい対象について、実務家、専門家から意見を聴取した。

■ (3) トレーナーの育成

平成28年度の研修に向けて、トレーナーの育成を促進するプログラム作成に着手した。内容は、Naka (2014、2015) に基づき、日本で司法面接の研修を実施する際の注意点(チームによるアプローチ、エピソード記憶と意味記憶の区別、カウンセリングと司法面接の区別、質問の種類)についての講義ならびにロールプレイの教示とフィードバックの与え方について演習を行う、というものである。この内容を平成28年度の研修で実行し、フィードバックを得ることとする。

■ (4) 司法面接の支援

平成27年11月～3月までに18件の支援を行った。このなかで、外国人の被面接者の支援、福祉と司法の連携、年少児の支援に関わる示唆を得た。

■ (5) 要素(基礎)研究

以下の4項目につき要素研究を行った。

- 文献レビュー：司法面接や周辺の法と心理学に関連する知見をまとめた。
- 翻訳：近年の発達心理学の総合的なハンドブックであるM. E. Lamb (Ed). Handbook of Child Psychology and Developmental Science、Volume 3、Socioemotional

Processes.7th Edition.464-511.の「子どもと法」を翻訳した。

- 調査研究：①司法面接を阻む要因につき、継続的に調査を行った。また、②虐待認知調査（ネグレクト、心理、身体、性虐待につき、対応や生起頻度等に関する認識を調べる）を行うための質問紙を作成し、調査を開始した。

■アウトリーチ

社会実装を目指し、児童相談所職員、警察官、検事、弁護士、教員、臨床心理士等を対象に、シンポジウム、パブコメ、講演、研修等を実施した。また、共同通信等の取材を受け、司法面接に関するメディア発信を行った。

(2) 羽瀧グループ：通訳・仲介者のいる面接のあり方と支援

■資料収集（3 - 2. 実施方法・実施内容の“(1)研修プログラムの開発”および“(5)要素（基礎）研究”に該当）

予備的な試みとして、平成27年11月に徳山大学で実施した学術シンポジウム・実務家研修をもとに、以下の検討を行った。

- 一般および、関連分野の実務家に対し、外国人留学生を対象とした通訳や支援が必要な面接場面についての啓発活動のあり方
- 異分野・異領域間で問題を共有する実務家同士がお互いに知り合い、連携関係を構築する礎

■実験研究・調査研究（3 - 2. 実施方法・実施内容の“(5)要素（基礎）研究”に該当）

- 1) 面接法の開発：「子どもに対する司法面接法」（仲、2011）を基に開発した、日本語を母語としない者を対象とする「外国人留学生に対する面接のガイドラインの開発」（羽瀧、H26-27科研費研究成果）に従い、司法面接手続きの素案（Ver.1）を作成した（①目撃者遂行型調査（SAI®）、②日本語会話能力診断、③-A 通訳介入による司法面接、③-B 日本語による司法面接）。
- 2) 連携先・ニーズ調査：実務家（警察官、弁護士、通訳人、社会福祉士、自治体担当者など）から、外国人を対象とした司法面接についての意見聴取を行い、以下のようない意見を得た。
 - 被害者保護の観点から外国人を対象とした聴取法の需要は高いが、実際の場面では部外者が介入するのは難しい。協力はできるが、連携は難しい（警察関係者）。
 - 通訳は影武者ではない。通訳者も面接対象者とラポールを形成する必要がある。正確さは必須であるが、対象者の心情の理解が必要となる（医療通訳者）。
 - コミュニティ通訳（自治体による登録制のボランティア通訳）は、英検2級程度の語学力から応募可能。医療通訳、司法通訳などの専門的な通訳には対応していない。警察で募集している通訳人とは連携していない（地方自治体職員）。
- 3) 研究動向調査：外国人を対象とした日本語会話能力テストについて、シンポジウム、研究会などに参加し、動向調査および研究協力の可能性を探索した。
 - 外国人を対象とした簡便な日本語会話能力テストおよび年少者を対象とした言語能力評価テストについて、シンポジウム、研究会などに参加し、情報交換をおこなった。これらの知見は②日本語会話能力診断に活用予定である。

- 多言語コールセンターサービス（救急通報用）やビデオチャットを使った通訳サービス（主に旅行、観光用）が販売されている。いずれも、1回15分程度が想定され、専門知識を要さないサービスに限定している。

(3) 田中グループ：司法面接と心理臨床の連携

■資料収集 (5)

司法面接と臨床的介入がどのような形態で行われているか、先行研究を調査した（田中・安田）。

■実験研究・調査研究 (5)

虐待や性被害等にかかわる実務家を対象に、子どもへの被害の疑いをもったときの対応や、被害の事実確認を行うことによる心理面への影響等について、実務家（保育士、臨床心理士、カウンセラー、児童福祉士等）を対象に、予備的なインタビューを行った（安田）。

また、受容的な聴取と客観的聴取において得られる情報の違いについて検討するための実験に着手した（田中）。

- 実験に関しては、受容的・共感的聴取と客観的事実聴取において得られる情報の違いについて検討するため、2種類の聴取を自然な形で行うことのできる実験刺激（映像）を作成することとした。
- 予備的なインタビューでは、多職種連携における各専門職のスタンスが様々であること、よって聴取すべきと考える観点が異なること、多職種連携のメリットは認識されているが実施においては困難な状況であること、協同面接の通知に対する期待感の温度差などによる現場での戸惑い、ケアの専門家（医師、心理職）の関与のタイミングを検討する必要性等が確認された。これらの結果を受けて来年度は、先進的な取り組みをしているケアの専門職を対象としたインタビューを中心に、多職種連携についての現状と可能性、および連携を阻む要因について調査・検討を試みることにした。

■研修 (1)、(2)

平成27年11月名古屋において、事実確認と心理ケアの連携をテーマとした実務家研修を実施した。研修の中では子どもと関わる様々な職種の実務家に情報提供を行い、事実確認と心理的ケアに関する多職種連携について考える機会を提供した（田中・安田）。研修でのアンケートと質疑の内容の精査および録画ビデオの検証から、以下のような知見を得た。今後の研修プログラムに反映させる予定である。

- 事実確認と心理ケアそれぞれの適切なタイミングや優先順位に関する事柄と、多機関の意識合わせ・共通理解をどのように構築するのかに関する事柄について情報を求める声が多かった。
- 少数意見として、連携について当事者（子ども）に対してどのように説明をするか、また支援者自身の心のケアについて情報を求める声があった。
- 研修内で実施したグループワークは参加者からの評価が高く、多様な視点に触れる意義や、グループワークを通して共通理解を得ることにより、連携へとつながる可能性があるとの指摘が多くあった。
- 時間不足の指摘や作業テーマがやや不明確であった等の意見も散見された。

3 - 4. 会議等の活動

| 年月日 | 名称 | 場所 | 概要 |
|------------|--------------------|--------------------------|---|
| 2015.11.30 | 研究打ち合わせ | 大阪市内 | 田中グループ H27年度の実施項目につき（田中晶子、安田） |
| 2015.12.2 | 研究打ち合わせ （WEB会議） | WEB（徳山大学、名古屋学芸大学、慶応義塾大学） | 羽渕グループ H27年度の実施項目につき（羽渕、立部、赤嶺、松尾） |
| 2016.2.14 | 全体会議 | 北海道大学 | H27年度の実施項目につき（仲、田中晶子、羽渕、立部、松尾、安田、名畑、高橋） |
| 2016.2.21 | 研究打ち合わせ | 一橋大学講堂 | H27年度の実施項目につき（仲、羽渕、田中晶子、田中周子、松尾） |
| 2016.2.28 | 部分会議 | 関西学院大学 | H27年度の報告（仲、羽渕、松尾、武田、名畑、高橋） |
| 2016.3.14 | 全体会議 | ホテルコンチネンタル | 合宿前打合せ・倫理規定等に関する討議（田中晶子、羽渕、武田） |
| 2016.3.15 | 全体会議 | ホテルコンチネンタル | キックオフミーティング・H28年度の実施項目につき（仲、田中晶子、羽渕、立部、赤嶺、松尾、田中周子、武田） |
| 2016.3.15 | 研究打ち合わせ | 府中市内 | 羽渕グループ H27年度の実施項目につき（羽渕、赤嶺、立部、松尾） |
| 2016.3.16 | 研究打ち合わせ | 慶應義塾大学 | 羽渕グループ H28年度の実施項目につき（羽渕、赤嶺、立部、松尾） |
| 2015.3.29 | 研究打ち合わせ | 大阪市内 | 田中グループ H28年度の実施項目につき（田中晶子、安田） |

4. 研究開発成果の活用・展開に向けた状況

以下のように、社会実装が進みつつある。

- 児童相談所、警察、検察庁の連携による司法面接（司法面接の手法を取り入れた面接）が試行されるようになった。平成27年11月～平成28年3月末までの期間に25件の支援を行った。
- 法務省より国連アジア極東犯罪防止研修所（UNA FEI）での講義・研修（アジア

諸国の刑事司法実務家を対象)、法務総合研究所より若手検察官(同年代のすべての検察官)への講義・研修、最高検の被害者対策室より全国検察庁に配布する予定の司法面接の方法に関連する資料の検討、警察庁生活安全局少年課より平成24年に作成された教本「被害児童への客観的聴取」(警察庁、2012)の更新検討、全国の警察本部で児童虐待を担当する警察官を集めた講義、裁判官を対象とした講義等を依頼されている。これらは、トップダウンでの社会実装を促進すると考えられる。

- 児童相談所、警察、検察の連携による司法面接研修が実施されるようになった(7.アウトリーチを参照のこと)。

5. 研究開発実施体制

(1) 仲グループ

①仲 真紀子(北海道大学、教授)

②実施項目

- 研修:連携に向けたプログラムを作成し、実施し、フィードバックを得た。
- トレーナー育成:トレーナー育成プログラムの作成に着手した。
- 事例支援:実事例への対応と事例的検証。
- 要素研究:プログラムを構成する基礎研究として、文献レビューを行い、関連図書の翻訳を行った。また、虐待認知について調査票を作成し、データの収集を開始した。
- アウトリーチ:著書、論文、講演、シンポジウム、パブコメ、メディア発信等により成果を発信した。
- マネジメント:羽渕グループと田中グループの研究支援を行った。

(2) 羽渕グループ

①羽渕 由子(徳山大学、准教授)

②実施項目

- 面接法の作成:これまでの成果をもとに、日本語が母語でない被面接者に対する面接法の素案を作成した。
- 資料収集:通訳、仲介者のいる面接について資料収集を行った。
- 実験研究:供述における通訳や仲介者の効果を検討するための実験準備を行った。外国人が通訳・仲介者を用いて供述した場合と、用いずに供述した場合とで産出される情報の内容や量にどのような違いがあるのかを検討する準備を行った。また、同様の刺激材料を用い、通訳・仲介者を用いた面接と、そうでない面接の、第三者による評価の違いを検討する準備をおこなった。

(3) 田中グループ

①田中 晶子(四天王寺大学、准教授)

②実施項目

- 資料収集:諸外国において、司法面接と臨床的な介入がどのタイミングで、どのような形態で行われているかを調査した。

- 実験研究：同じ出来事の聴取において、受容的・共感的な聴取と、客観的聴取において聴取される情報の違いを実験的に検討する準備を行った。
- 調査研究：福祉、司法以外の心理臨床的介入について、どのようなニーズがあるのか、保育者、医療関係者、臨床家等に面接調査を予備的に実施した。

6. 研究開発実施者

仲グループ：北海道大学

| | 氏名 | フリガナ | 所属 | 役職 (身分) | 担当する 研究開発実施項目 |
|---|-------|-------------|-----------------------|------------|---|
| ○ | 仲 真紀子 | ナカ マ キコ | 北海道大学 大学院文学 研究科 | 教授 | プロジェクトの統括、司法面接 と多専門連携プログラムの開 発、研修、面接支援、調査 |
| | 武田 知明 | タケダ トモアキ | 北海道大学 大学院文学 研究科 | 博士研 究員 | 実務家対応、録画ネットワーク 構築、評価 |

羽瀨グループ：徳山大学

| | 氏名 | フリガナ | 所属 | 役職 (身分) | 担当する 研究開発実施項目 |
|---|-------|-------------|-------------------------------|------------|---|
| ○ | 羽瀨 由子 | ハブチ ヨシコ | 徳山大学福 祉情報学部 | 准教授 | 外国人、手話等、通訳・仲介者 を要する司法面接研究班代表 ／調査方針等の決定、調査実施 |
| | 立部 文崇 | タテベ フミタカ | 徳山大学 経 済学部 | 特任講 師 | 日本語口頭能力評価、ニーズ探 索、有用性評価 |
| | 赤嶺 亜紀 | アカミネ アキ | 名古屋学芸 大学 ヒュー マンケア学 部 | 准教授 | 通訳スキルの調査 |
| | 松尾 加代 | マツオ カヨ | 慶應義塾大 学 先端研究 センター | 研究員 | 目撃者遂行型調査 (SAI®) を 用いた調査 |

田中グループ：四天王寺大学

| | 氏名 | フリガナ | 所属 | 役職 (身分) | 担当する 研究開発実施項目 |
|--|----|------|----|------------|------------------|
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|-------|------------|-------------------------------|-----|--------------------------------|
| ○ | 田中 晶子 | タナカ アキコ | 四天王寺大 学 人文社会 学部社会学 科 | 准教授 | 実験・調査の実施、実務家研修 の企画・実施 |
| | 安田 裕子 | ヤスダ ユウコ | 立命館大学 文学部 | 准教授 | 保育者、医療関係者へのインタ ビューの実施、実務家研修 |

7. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

7 - 1. ワークショップ等

| 年月日 | 名称 | 場所 | 参加人数 | 概要 |
|-------------------------|--------------------------|---------------------|------|------------------------------------|
| 2015.11 .19 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 法務総合研 究所 | 40 | 講義とロールプレイ |
| 2015.11 .30+12. 1 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 千葉県市川 児童相談所 | 36 | 講義と5回のロールプ レイ |
| 2015.12 .5 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 京都弁護士 会 | 60 | 講義とロールプレイ |
| 2015.12 .16 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 富山地方検 察庁 | 26 | 検察官、警察官、児童 相談所職員の合同で の模擬司法面接 |
| 2015.12 .17 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 富山地方検 察庁 | 65 | 講義と1回のロールプ レイ |
| 2015.12 .21 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 西宮こども 家庭センタ ー | 29 | 講義と4回のロールプ レイ |
| 2015.12 .24+25 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 福岡児童相 談所 | 36 | 講義と5回のロールプ レイ |
| 2016.1. 7 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 警察大学校 | 40 | 講義とロールプレイ |
| 2016.1. 12+13 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 京都市児童 相談所 | 29 | 講義と5回のロールプ レイ |
| 2016.2. 29+3.1 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 宮崎児童相 談所 | 33 | 講義と5回のロールプ レイ |
| 2016.3. 19 | 司法面接(NICHDガイド ライン) 研修 | 香川県弁護 士会館 | 85 | 講義と2回のロールプ レイ |

7 - 2. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

(1) 書籍、DVD

1. 仲真紀子 (印刷中). 子どもの目撃証言. 越智敬太 (編). 犯罪心理学. 北大路書房.
2. 仲真紀子 (印刷中). 子どもへの司法面接. 稲葉 (編) ワードマップ. 信曜社.
3. 仲真紀子 (印刷中). 対話. 発達心理学会 (編) 発達心理学事典. 丸善.
4. 仲真紀子 (印刷中). 記憶. 発達心理学ハンドブック. 福村出版.
5. 仲真紀子 (印刷中). 心理鑑定の技術論：供述分析としての鑑定. 橋本 (編) 金剛出版.
6. 仲真紀子 (編著) (印刷中). 「子どもへの司法面接：考え方・進め方とトレーニング」. 有斐閣.
7. ラム、M. E.ほか (著) 仲真紀子 (訳) (印刷中). 子どもと法. 二宮ほか (編) Wiley 児童心理・発達科学ハンドブック.
8. 仲真紀子・久保 (川合) 南海子 (編著) (2015). 女性研究者とワークライフバランス：キャリアを積むこと、家族を持つこと. 新曜社.
9. 仲真紀子 (2015). 司法面接. 横田ほか編「犯罪心理学事典」234-235. 丸善.
10. Naka, M. (2015). Interviews with victims and witnesses of crime in Japan: Research and practice. In D. Walsh, G. E. Oxburgh, A. D. Redlich, and T. Myklebust (Eds.) International developments and practices in investigative interviewing and interrogation, Volume 1: Victims and witnesses. 43-57. U.K.: Routledge. Volume 2: Suspected Offenders: 978-1-315-76967-7.
11. 仲真紀子・眞島良全 (2015). 日常記憶・日々生活するなかで蓄え、維持し、使う記憶. 日本心理学会・認定心理士資格認定委員会 (編). 認定心理士資格準拠 実験・実習で学ぶ心理学の基礎.114-122.

(2) ウェブサイト構築

- ・ <http://child.let.hokudai.ac.jp/> 平成20年にRISTEX「犯罪から子どもを守る 司法面接法の開発と訓練」プロジェクト用に開設し、平成24年年から文部科学省科学研究費「子どもへの司法面接：面接法の改善その評価」プロジェクト用に運用してきたウェブサイトを、平成28年3月に本プロジェクト用に改修した。

(3) 学会 (7-4.参照) 以外のシンポジウム等への招聘講演実施等

1. 仲真紀子. 福祉社会開発研究センター子どもユニットの公開研究会「福祉領域で役立つ子どもへの司法面接～出来事を聞くための面接法～東洋大学」東洋大学白山キャンパス.2016年3月25日
2. 仲真紀子. 日本学術会議公開シンポジウム：社会のための心理学.「『臨床心理学以外の心理学』の社会貢献」：司法と心理学」、パネルディスカッション.「心理学が社会に役立つ存在となるために『公認心理師』はどう関わるか」日本学術会議 講堂.2016年3月20日
3. 仲真紀子. 「司法面接の展開と子どもの証言」法と人間科学グランドシンポジウム法・社会の中で生きる“人”を科学する～”法”と”人”の関わりを知る・体験する・考える～. 北海道大学.2016年2月14日
4. 仲真紀子. 「子どもの目撃証言や虐待被害の事実確認・司法面接の方法を探る - . かわさき公開講座「現代日本の課題をめぐる心理学からの挑戦」.2016年1月16日

5. 仲真紀子・内田伸子・箱田裕司 (2015). 日本心理学会公開シンポジウム「コミュニケーションの暴走：いじめ・DV・虐待」東京大学弥生講堂.11月22日.京都女子大学.2015年12月20日
6. 仲真紀子.「新時代の刑事弁護—取調べの可視化法制化と運用への対応～現状認識と弁護実践のあり方」パネルディスカッション.琵琶湖ホテル.2015年11月27日
7. 仲真紀子 (2015). 日本学術会議公開シンポジウム「人の育ちと貧困：人文科学からの挑戦」北海道大学.2015年11月15日（学术交流会館）
8. 安田裕子. 葛城市新庄健康福祉センター主催 こころの健康づくり講座「モラハラ・パワハラ・DVって実は身近？」（「DV被害の心理、暴力からの歩みだし」）葛城市新庄健康福祉センター.2016年2月17日

7 - 3. 論文発表

(1) 査読付き（ 6 件）

●国内誌（ 3 件）

1. 仲真紀子 (印刷中). 司法面接の背景と展開. 研修、 802、 3-14.
2. 仲真紀子 (2016). 子どもへの司法面接. 捜査研究、 782、 46-53.
3. 仲真紀子 (2015). 子の調査に資する面接法—司法面接を参考に. 家裁調査官研究紀要、 20、 1-35.

●国際誌（ 3 件）

1. La Rooy, D. Brubacher, S. P., Aromäki-Stratos, A., Cyr, M., Hershkowitz, I., Jo, E., Korkman, J., Malloy, L., Myklebust, T., Naka, M., Peixoto, C., Roberts, K., Stewart, H., & Lamb, M. E. (2015). NICHD Protocol, Interviewing, Forensic, Children, Justice, Evidence based practice. *Journal of Criminological Research, Policy and Practice*.
2. Matsuo, K. & Itoh, Y. (2016). Effects of emotional testimony and gruesome photographs on mock jurors' decisions and negative emotions. *Psychiatry, Psychology and Law*, 23, 85-101.
3. Naka, M. (in press). Where developmental psychology meets law: Forensic interviews with alleged child victims and witnesses. Series of Developmental Psychology in Japan.

(2) 査読なし（ 4 件）

1. 松尾加代 (2015). アメリカ心理-法学会 American Psychology-Law Society (AP-LS) 2014 Annual Conference 参加報告, 法と心理 15(1)100-101.
2. 仲真紀子 (印刷中). 司法面接の展開：多機関連携への道程. 法と心理.
3. 仲真紀子 (印刷中). 司法面接をどう使うか —スキル, 連携, 法制度—. 法と心理.
4. 仲真紀子 (2015). 内閣府内閣府共通意見等登録システム:パブコメ:II 第 2.3 保護, 捜査, 公判等の過程における配慮等 「第 3 次犯罪被害者等基本計画案骨子」(協同面接)の取り組みにつき (2015年11月14日)

7 - 4. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）

（1）招待講演（国内会議 0 件、国際会議 0 件）

（2）口頭発表（国内会議 0 件、国際会議 0 件）

（3）ポスター発表（国内会議 0 件、国際会議 0 件）

7 - 5. 新聞報道・投稿、受賞等

（1）新聞報道・投稿（ 32 件）

- 2015.12.21・北海道新聞 夕刊全道（社会）・児相の虐待児被害聴取 専門職員対応広がる 道など自治体7割に
- 2015.12.21・東亜日報・虐待児の聴取「原則1回」 「司法面接」欧米で普及 日本、制度導入議論進まず
- 2015.12.21・岩手日報・原則1回の司法面接 虐待を受けた児童聴取 欧米で普及証拠採用も
- 2015.12.21・岩手日報・虐待聴取 7割専門職員 児相設置の自治体調査 心理負担の軽減広がる
- 2015.12.21・河北新報・児童相談所設置の全国自治体 虐待児聴取に専門職員7割 心理負担軽減、浸透
- 2015.12.21・秋田魁新報・虐待児専門職の聴取7割 児童相談所設置自治体調査 心理負担を軽減
- 2015.12.21・秋田魁新報・虐待児への専門職聴取 欧米、司法面接1回だけ 捜査、福祉機関が情報共有
- 2015.12.21・茨城新聞・虐待被害聴取 専門職7割 児相設置自治体 子どもの心理負担軽減
- 2015.12.21・千葉日報・虐待児聴取7割が専門職 児相設置自治体 複数解消には課題も
- 2015.12.21・千葉日報・被害児童への聴取 司法面接は原則1回 欧米「負担を抑える」
- 2015.12.21・新潟日報・虐待聴取7割が専門職員 児童相談所設置自治体への調査
- 2015.12.21・山梨日日新聞・虐待児聴取専門職が7割 心理負担配慮広がる 児童相談所
- 2015.12.21・富山新聞・虐待被害児の心理負担軽く 専門職の聴取7割に拡大 児相設置の自治体調査
- 2015.12.21・北日本新聞・虐待児聴取7割が専門職員 児相設置の自治体 富山でも訓練開始
- 2015.12.21・北日本新聞・欧米 聴取は原則1回 虐待児「司法面接」制度 刑事事件で証拠採用も
- 2015.12.21・岐阜新聞・虐待被害、子供への事実聴取 自治体の7割専門員が対応 心理負担を軽減
- 2015.12.21・岐阜新聞・欧米 原則1回「司法面接」 日本 刑事事件なら複数回 子ども聴取、大きな差 虐待被害

- 2015.12.21・京都新聞・子どもの「傷」拡大防げ 「司法面接」欧米は原則1回 虐待体験 何度も語らせない
- 2015.12.21・京都新聞・虐待児聴取 7割が専門職 心理負担軽減に配慮 児相設置の自治体調査 「複数回」に課題も
- 2015.12.21・日本海新聞・虐待児の聴き取り役 7割が専門職員 「負担の軽減」浸透 複数回解消には課題も
- 2015.12.21・日本海新聞・「司法面接」原則1回 欧米の虐待児聴取 証拠として採用も
- 2015.12.21・山陰中央新報・虐待児童の聴取 欧米では「原則1回」 制度導入 遅れる日本
- 2015.12.21・山陰中央新報・専門職員が聴取7割 自治体調査「負担の軽減」浸透 「複数回」解消には課題
- 2015.12.21・山陽新聞・虐待児聴取7割専門職員 「心理負担の軽減」浸透 自治体調査
- 2015.12.21・山陽新聞・司法面接 欧米では1回 複数回子どもに精神負担
- 2015.12.21・四國新聞・虐待児の精神負担配慮 欧米では聴取1回のみ 司法面接、国内議論は進まず
- 2015.12.21・四國新聞・虐待児聴取 7割が専門員 児相設置自治体調査 「心理負担の軽減」浸透
- 2015.12.21・高知新聞・つらい体験 何度も語らせない 「司法面接」制度 導入遅れ
- 2015.12.21・高知新聞・被虐待児聴取 7割が専門職 心理負担減が浸透 児相設置自治体調査
- 2015.12.21・佐賀新聞・虐待児聴取 専門職員7割 「心理負担減」認識広がる 児相設置自治体への調査
- 2015.12.21・佐賀新聞・欧米の虐待被害児童への聴取 原則1回の「司法面接」 記録は証拠採用も
- 2016.02.06・朝日新聞 土曜版 (be)・<フロントランナー>高松高検検事長 酒井 邦彦さん 児童虐待防止 検事が挑む

(2) 受賞 (0 件)

(3) その他 (8 件)

- 赤嶺亜紀 (2016). 実務家研修・シンポジウムに参加して (参加者). 文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」News Letter, 9, 2.
- 羽瀨由子 (2016). 第3回実務家研修・シンポジウムレポート「多言語社会を迎えて ことばの壁とどう向き合うか～留学生が事件・事故に遭遇したとき～」. 文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」News Letter, 9, 2.
- 松尾加代 (2015). 第2回東京法と心理研究登壇者の感想. 文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」News Letter, 7, 2.
- 仲真紀子 (2016). ニューオーリンズ児童権利擁護センター: オードリー・ヘップバーン・ケアセンターを訪ねて 2. 文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」News Letter, 9, 4.

- 仲真紀子 (2016). 第15回北海道地区会議学術講演会: 貧困と人の育ち-人文社会科学からの挑戦-. 日本学術会議北海道地区会議ニュース, No. 46(2016-3), 5-8.
- 仲真紀子 (2016). 司法面接で伝えるべき情報・収集すべき情報 (2). 新学術領域「法と人間科学」グランドシンポジウム ポスター発表 (2016年2月14日)
- 田中晶子 (2016). 司法面接における子どもの語り - 会話の量的側面における大学生との比較 - 新学術領域「法と人間科学」グランドシンポジウム ポスター発表 (2016年2月14日)
- 立部文崇 (2016). 実務家研修・シンポジウムに参加して (講演者), 文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究「法と人間科学」News Letter, 9, 2.

7 - 6. 特許出願

国内出願 (0 件)

引用文献

- Ceci, S. J. & Bruck, M. (1995). Jeopardy in the courtroom: The scientific analysis of children's testimony. Washington, D.C.: American Psychological Association.
- Committee on the Rights of the Child (2010). Consideration of reports submitted by States parties under article 12(1) of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography. United Nations convention on the Rights of the Child 11 June 2010. (p.6).
- Fulcher, G. (2004). Litigation-induced trauma sensitisation (LITS) -- A potential negative outcome of the process of litigation. *Psychiatry, Psychology and Law*, 11, 79-86.
- Hershkowitz, I., Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 30, 753-769.
- 北海道新聞 (2015). 児相の虐待児被害聴取：専門職員対応広がる. 2015年12月21日.
- 法務省 (2014). 平成25年末現在における在留外国人数について(確定値). 2014年3月20日.
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00040.html
- 警察庁 (2012). 取調べ(基礎編).
- 警察庁 (2015). 児童虐待及び福祉犯の検挙状況(平成26年1~12月)警察庁生活安全局少年課.
https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/jidougyakutai_fukushihan_kenkyoH26.pdf
- 厚生労働省 (2015). 児童虐待相談の対応件数及び虐待による死亡事例件数の推移.
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108127.pdf>
- Krähenbühl, S., Blades, M., & Eiser, C. (2009). The effect of repeated questioning on children's accuracy and consistency in eyewitness testimony. *The British Psychological Society*, 14, 263-278.
- Lamb, M. E., Hershkowitz, I., Orbach, Y., & Esplin, P. W., (2008). Tell me what happened: Structured investigative interviews of child victims and witnesses. Chichester: Wiley & Sons.

- Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007). A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
- Naka, M. (2014). A training program for investigative interviewing of children. In R. Bull (Ed.) *Investigative Interviewing*. New York: Springer. 103-122.
- Naka, M. (2015). Interviews with victims and witnesses of crime in Japan: Research and practice. In D. Walsh, G. E. Oxburgh, A. D. Redlich, and T. Myklebust (Eds.) *International developments and practices in investigative interviewing and interrogation, Volume 1: Victims and witnesses (43-57)*. U.K.: Routledge.
- 仲真紀子. (2011). NICHDガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. *子どもの虐待とネグレクト*, 13(3), 316-325.
- 仲真紀子. (2012). 面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果. *心理学研究*, 83, 303-313.
- 仲真紀子・上宮愛. (2005). 子どもの証言能力と証言を支える要因. *心理学評論*, 48, 343-361.
- 山本恒雄 (2012). 家庭内性暴力被害児（児童虐待，児童ポルノ等）の発見・支援における各関係機関の対応と連携に関する調査研究報告書」子ども未来財団，平成23年度児童関連サービス調査研究等事業.平成24年3月.
- 山本恒男 (2013). 児童相談所における司法面接（法的被害事実確認面接）の現状と課題. シンポジウム：子どもからの被害の訴えを聴く 制度としての司法面接を実現するために. *JaSPCAN 信州大会分科会抄録*. 日本子ども虐待防止学会(JaSPCAN) 第19回学術集会 信州大会（12月14日）. 信州大学.